東山田小学校放課後キッズクラブの安全計画について

いつも放課後キッズにご理解ご協力ありがとうございます。

昨今の保育所等で発生した事件・事故を受け、国が「児童の安全確保」に関するものについては、国が定める基準にしたがわなくてはならない事とする児童福祉法等の一部改正が行われました。
国の改正を受け、放課後児童健全育成事業（以下、放課後児童クラブ）についても、安全に関する事項についての計画（以下、安全計画）の策定を義務付ける事とされています。（令和6年4月1日より義務化）
東山田小学校放課後キッズクラブにおいても、児童の安全を確保するために安全計画を策定しました。
令和6年4月1日以降は、計画に沿った点検・指導・訓練を行い、毎年事故防止マニュアル等の対応の見直しを行います。

安全計画取組内容

・マニュアル（指針）の策定　・・・
令和6年度放課後キッズクラブ事業安全管理マニュアルに則る
・設備／施設／消防の安全点検　毎月
・避難訓練　年2回
・消火訓練　年2回
・119番通報方法の確認（ロールプレイング）
・救急対応（AED・エピペンの使用等）の学習
・児童への安全教育　・・・　施設の安全な使用に関する指導
避難訓練参加
・不審者対応訓練　・・・　110 番通報方法の確認（ロールプレイング）
・食品衛生講習会への参加
・救急対応講習の受講

令和 6 年 4 月 1 日
東山田小学校放課後キッズクラブ